



各 位

平成 29 年 11 月 20 日

会 社 名	川岸工業株式会社
代 表 者	代表取締役社長 金本 秀雄
(コード番号)	5921 東証第二部)
問 合 せ 先	事 務 部 長 山野 英樹
(TEL	04-7143-1331)

## 単元株式数の変更、株式併合、単元未満株式の買増制度の導入および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 12 月 20 日に開催予定の第 71 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に単元株式数の変更、株式併合、単元未満株式の買増制度の導入およびこれらに伴う定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 4 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について、5 株を 1 株に併合する株式併合（以下「本株式併合」という。）を実施することといたしました。

##### (2) 株式併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

## ② 併合の方法・比率

平成30年4月1日をもって、同年3月31日（実質上3月30日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株について、5株を1株の割合で併合いたします。

## ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年9月30日現在）	15,000,000株
併合により減少する株式数	12,000,000株
併合後の発行済株式総数	3,000,000株

（注）上記「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

## （3）株式併合による影響等

本株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

## （4）併合により減少する株主数

平成29年9月30日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,696名（100.0%）	15,000,000株（100.0%）
5株未満	112名（6.6%）	131株（0.0%）
5株以上	1,584名（93.4%）	14,999,869株（100.0%）

（注）所有株式数が5株未満の株主様は、本株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式を所有される株主様は、株式併合の効力発生前日までは、会社法第192条第1項の規定に基づき、「単元未満株式を買取り」を当社に対して請求することも可能です。

また、「3. 単元未満株式の買増制度の導入」に記載のとおり、本定時株主総会において、定款一部変更が承認可決されることを条件として、単元未満株式の買増制度の導入を予定しております。

具体的なお手続きは、各株主様が取引されている証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

## （5）1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づきこれを一括して処分し、その処分代金を、端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じてお支払いいたします。

## （6）効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、本株式併合の効力発生日（平成30年4月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成30年4月1日付）
40,000,000株	8,000,000株

## （7）株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 単元未満株式の買増制度の導入

#### (1) 単元未満株式の買増制度の導入の目的

1 単元 (1,000 株) に満たない株式 (単元未満株式) を所有されている株主様へのサービス拡充を目的として、単元未満株式の買増制度を導入いたします。

#### (2) 単元未満株式の買増制度の内容

株主様が、1 単元に満たない数の株式を所有されている場合に、1 単元の株式にするために必要な数の株式を買い増すことを当社に請求できる制度であります。

(例) 株主様が当社株式を 800 株ご所有の場合、200 株を買い増し、単元株式である 1,000 株とすることができます。なお、単元株式数の変更後は、80 株ご所有の場合、20 株を買い増し、単元株式である 100 株とすることができます。

#### (3) 単元未満株式の買増制度の導入の条件

本定時株主総会において、下記「4. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 定款一部変更

#### (1) 定款変更の理由

① 上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条 (単元株式数) を変更するもとともに、上記「2. 株式併合」に記載の本株式併合を実施し、併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更いたします。

② 上記「3. 単元未満株式の買増制度の導入」を実施するため、その旨の規程を第 10 条 (単元未満株式の買増し) として新設いたします。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 1 条～第 5 条 (省 略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000</u> 株とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000,000</u> 株とする。
第 7 条 (省 略)	第 7 条 (現行どおり)
第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。



【ご参考】

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とは何ですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所での株式の売買単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株へ変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。今回当社では、5株を1株にする併合をいたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなるのでしょうか。

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様の所有株式数と議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,368株	3個	673株	6個	0.6株
例②	2,530株	2個	506株	5個	なし
例③	1,000株	1個	200株	2個	なし
例④	991株	なし	198株	1個	0.2株
例⑤	600株	なし	120株	1個	なし
例⑥	452株	なし	90株	なし	0.4株
例⑦	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例①④⑥⑦のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。また、効力発生前の所有株式数が5株未満の場合（上記の例⑦のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか。**

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などの要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの資産価値は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は、株式併合前の5倍となります。

**Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金に影響はありますか。**

株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合それ自体を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましても、当該端数株式に係る配当金は生じません。

**Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買取請求や買増請求はできますか。**

株式併合の効力発生前と同様に、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。**

次のとおり予定しております。

平成 29 年 12 月 20 日	定時株主総会日
平成 29 年 12 月 20 日	単元株式数の買増制度の導入
平成 30 年 3 月 28 日	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 4 月 1 日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 30 年 4 月下旬	株式割当通知の発送（予定）
平成 30 年 6 月上旬頃	端数株式処分代金の支払開始（予定）

**Q 9. 株主として、何か必要な手続きはありますか。**

特に必要なお手続きはありません。

【お問い合わせ先】株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号  
電話番号 0120-232-711（通話料無料）  
受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）

以上